

## 下水道における地球温暖化防止対策検討委員会 第2回 議事概要

1. 日時 平成20年8月1日(金) 10:00~12:00
2. 議事(1) 前回議事概要の確認
  - (2) 今後の下水道分野における温室効果ガス削減の取り組みについて
  - (3) 「下水道における地球温暖化防止実行計画策定の手引き」の改訂の主な論点について
  - (4) その他
3. 議事概要
  - 3.1 「議事(2) 今後の下水道分野における温室効果ガス削減の取り組みについて」において、温室効果ガス削減可能量の試算に関し以下の指摘があった。
    - (固形燃料化に関して)
      - ・ 下水汚泥の固形燃料化の需要先として石炭火力発電所だけとなっているが、民間の製鉄業や製紙業などでも利用可能であることを示すべき。 その旨、注意書きで記載する。
      - ・ 下水汚泥の固形燃料化は、創出されるのと同程度のエネルギーが消費されることに留意する必要がある。 試算では、既設焼却炉を改築する場合に固形燃料化導入を想定しており、現在焼却をしていない処理場での導入は想定していない。その旨を誤解のないよう明記する。
      - ・ 現状では民間の受け入れ体制の面で中小の地方公共団体では固形燃料化が難しい。制度的な後押しも必要。
      - ・ 石炭火力発電所の近くの処理場における固形燃料化を想定していないが、実際には近い処理場のものを受け入れるのではないかと。 消化ガス利用を含めた全体の新しいエネルギー利用が最も大きくなる想定をしたものであるが、何らかの注釈を記載する。
    - (その他について)
      - ・ 太陽光発電による削減可能量の試算の方法が2パターン混在している。どちらかに統一すべきではないか。 統一する。
      - ・ 再生水の路面などへの散水利用についても、数値的な評価は難しいが温暖化対策としての効果を有することを示すべき。 手引き改定案において検討する。
      - ・ 建設も含んだライフサイクル全般にわたる評価と対策も検討すべきではないか。 手引き改定案において検討する。
  - 3.2 「議事(3) 「下水道における地球温暖化防止実行計画策定の手引き」の改訂の主な論点について」において、以下の指摘があった。
    - (下水道分野における温暖化対策の範囲について)
      - ・ 放流先の状況に応じた処理水質の設定や道路側溝を活用した管きょ整備等の効果について記載できないか。
      - ・ 一方で閉鎖性水域の水質改善は遅れていることから、合流式下水道改善や高度処理の導入は不可欠であり、書きぶりに配慮が必要。
    - (温暖化対策の目標設定について)
      - ・ 処理水量の伸びや高度処理の導入、逆に節水意識の高まりに伴う流入水量の減少などにも配慮した目標設定の手法を検討する必要がある。

- ・ 中小都市における普及整備の進展、大都市における改築更新需要の高まりを考慮すると LCCO<sub>2</sub> の面から目標設定と対策について記載することも必要ではないか。

(計画期間について)

- ・ 現状の 5 年間の計画では現有の設備の中での対策が中心となり、下水汚泥の固形燃料化やその他バイオマスの受け入れによる消化ガス発電のような施策が盛り込みにくい。
- ・ 下水道事業では設備の改築更新を含めて長期的な視点から取り組みがなされており、温暖化対策の面からも 20 年あるいは 30 年といった長期的な見通しを踏まえて立案することも検討すべきではないか。

(下水道における新たな温暖化対策について)

- ・ 下水汚泥の固形燃料化の推進には下水道事業者だけでなく民間をはじめとした需要者側の協力が不可欠である。
- ・ 再生水利用、雨水浸透対策などについても温暖化防止対策としての効果を有するものであることを明示すべきではないか。
- ・ 直投式ディスポーザーの導入等により下水汚泥以外のその他バイオマスを受け入れた場合、下水道だけで見ると温室効果ガスは増えるが、自治体全体では減少する場合もある。これをどのように取り扱うか検討が必要。
- ・ 水処理プロセスからの N<sub>2</sub>O 排出を抑制しても、放流先で放出される場合もある。高度処理により処理場で放出させる方が、トータルでは排出量が減る場合もあることに留意する必要がある。

#### 4 . 今後の進め方

3 . 2 の指摘を踏まえ、「下水道における地球温暖化防止実行計画策定の手引き」改定案の素案を作成する。